

消費者庁 行政事業レビュー「公開プロセス」 議事録

6月16日（火）13:30～14:50

事業名

- ・若年者の消費者教育教材の普及促進事業

○廣瀬参事官 本日は、御多用中のところ「令和2年度消費者庁行政事業レビュー公開プロセス」に御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

消費者庁行政事業レビュー推進チーム副統括責任者の廣瀬でございます。

本日は進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、消費者庁行政事業レビュー推進チーム統括責任者であります、橋本政策立案総括審議官より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○橋本審議官 消費者庁政策立案総括審議官の橋本でございます。

本日は、先生方におかれましては、御多忙のところ「令和2年度消費者庁行政事業レビュー公開プロセス」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

消費者庁は、昨年秋で設置から10年を経過しまして、創設期に作った制度や施策を根づかせて着実に実施するという段階から、社会やビジネスの変化に応じて、新しい施策・事業を機動的に企画立案・対処する段階へ移行する時期に来ておりまして、令和3年度予算要求に向けて、社会のニーズにしっかり対応した新事業を数多く検討しているところでございます。

そのため、行政事業レビューにつきましても、単にシートを作成するというのではなく、既存の各事業がしっかりと機能しているかを見直すPDCAの場として有効に活用するべく、庁内のチーム・各課とも検討を進めているところでございます。

中でも、本日御議論いただきます若年者向け消費者教育は、令和4年度の成年年齢引下げに向けまして、国民の皆様の関心も高い重要な事業でございまして、外部有識者の皆様の客観的な視点から忌憚のない御意見をいただいて、見直すべき点があれば、令和3年度予算要求や執行に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

本日は、御指導のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○廣瀬参事官 本日、御出席をいただいております、外部有識者の先生方におかれましては、お配りさせていただいております資料の6名の先生方となつてございます。資料の2でございます。

なお、石堂先生には、本日の評価結果等の取りまとめをお願いしております。よろしくお願いいたします。

本日は、対象事業について、私から事業選定の視点及び論点を提示した後、所管部局から5分以内で説明を行います。

その後、論点ごとに質疑・議論を合わせて45分程度行うことを予定しております。

質疑・議論の終了予定時刻の10分ほど前を目安に外部有識者の皆様には、評価結果及びコメントを記載していただくよう御案内させていただきます。

また、その際にも御説明させていただきますが、コメントには重要な部分に下線を引いていただくようにということをお願いいたします。

質疑・議論が終了した後、取りまとめ役の石堂先生が中心となって、評価結果及び取り

まとめコメントについて議論をしていただいて、その後、石堂先生から評価結果及び取りまとめコメントを発表していただくということになります。

この時間が、その後10分ということになっております。

それでは、議題の「若年者の消費者教育教材の普及促進事業」に入らせていただきます。

まず、本事業を取り上げた視点と、議論すべき論点について説明させていただきます。

本事業は、本年5月12日に開催された外部有識者会合における御議論を踏まえ、成年年齢引下げを2年後に控えた重要な事業であるとして、公開プロセス対象事業に選定されました。

本事業にかかる論点は、配付資料の3番のとおりでございます。

若年者の消費者教育教材の効果的な提供の在り方、成果指標の設定、ターゲット層の妥当性ということになってございます。

本日は、まず、事業の内容・手法にかかることとして、1番の論点、その次に、ターゲット層の論点である3番の論点を御議論いただいた後、最後に2番目の成果指標の設定について御議論をいただきたいと、このように考えております。

それでは、最初に事業所管部局から5分以内で事業の説明をお願いいたします。

宮原課長、お願いいたします。

○宮原課長 消費者教育推進課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元のレビューシートの1ページ目に基きまして、簡単に御説明をさせていただきますと思います。

この事業につきましては、事業の目的のところにもございますが、令和4年度から成年年齢引下げと、そういった喫緊の課題に向けて、特に高校生などを対象とする若年者への消費者教育教材の普及による消費者教育を行うものでございます。

具体的には、その下の事業概要というところがございますけれども「社会への扉」という教材を新たに作成いたしまして、必要部数を高校等に配付するということで、実践的な消費者教育を進めていただこうというものでございます。

論点1に関わりますけれども、この事業概要の○の1つ目の括弧のところがございますけれども、この教材を提供するのと併せまして、教師用の解説書ですとか、あるいは徳島で実施いたしました活用事例集ですとか、あるいは確認シート、パワーポイント版、それから、4つ目の○になりますけれども、これも括弧の中で、音声読み上げ版ということで、視覚障害者向けのものがございますけれども、そういったものも併せて提供をいたしまして、現場の先生方に使ってもらいやすいツールの提供というものにも努めてきているところでございます。

その他、この事業といたしましては、事業概要の2つ目の○、3つ目の○がございますけれども、消費者教育ポータルサイトの活用といったようなことですか、あるいは消費者教育推進会議における検討、そういったことをやっておるというものでございます。

論点の2つ目の成果指標に関連してでございますけれども、こちらにつきましては、これまでなかなか指標の設定が難しいということで「社会の扉」の発送部数などを代替指標として来たところでございます。これまでの御指摘等も踏まえまして、このページで行きますと、下半分ぐらいになりますけれども「成果目標及び成果実績」という欄に2つほど書かせていただいておりますが、1つは「社会の扉」で取り扱っている知識につきまして、若年者の理解度を把握して、理解度の向上を目指すというもの。

もう一つが、これも前回御指摘をいただいたところでございますが、学校向けの出前講座の実施状況を把握し、その実施回数の増加を目指すということで、その2つを、いわば目標として設定を新たにしたいと思っております。

これらに係る数値を把握できるようにしまして、数字が改善していくように取り組んでいくこととしたいと考えてございます。

最後に、論点3に関わってでございますが、冒頭申しましたように、やはり、成年年齢の引下げというものもございしますので、成年年齢の引下げが施行されますと、高校3年生からの誕生日になりますと、順次成人になっていくということでございまして、かつ、成人後間もない若者が悪質商法のターゲットになるといったようなことも指摘されてございますので、やはり高校生が非常に重要なポイントといいますか、教育というものを考える上で大事なポイントだと考えてございますけれども、様々な機会で知識を得たり、確認をしたりということは必要かと考えてございますので、例えば、中学生ですとか、例えば、大学生ですとか、そういった形で裾野を広げていくという取組も、今後進めてまいりたいと考えております。

御説明は、以上でございます。

○廣瀬参事官　ありがとうございました。

それでは、質疑に入らせていただきます。

質疑・議論は、勉強会などと違いまして、一問一答形式で行います。時間は14時25分までとなります。

御発言される場合は、挙手をいただきまして、私が指名してから御発言をお願いします。

論点については、1、3、2の順番でやらせていただきたいと思います。御意見がまたがるものがあると思いますので、それは、遠慮せず御発言をいただいてよろしいと思います。

それでは、まず、主に論点1に関わるところからということで、若年者向け消費者教育の手法について、若年者の消費者教育教材の効果的な提供の在り方について、御意見はございますでしょうか。挙手をいただければと思います。

それでは、田口先生、お願いします。

○田口委員　ありがとうございます。

この事業は、ただいま課長から御説明のありましたとおり「社会への扉」という実践的

な教材を使って、若い人たちに向けて消費者教育を全国で広く行っていくということで、この事業目的や事業内容は大変重要であり、また、いい取組だと思います。

問題は、そうした教材を活用した消費者教育の授業が、全国的に見ると、まださほど広く行われている状況ではないということではないのかなと思います。

このため、この事業の効果を高めるために、例えば、こんなことは考えられないかということなのですが、1つは、高校の先生方だけではなくて、消費生活相談員など外部講師もどんどん活用して、若い方々に実践的な授業が幅広く行われるようにしていく、そのために、例えば、都道府県等に対して、消費者庁のほうから強力に働きかけをしていくというようなことも必要ではないかということ。これが第1点です。

もう一点は、「社会への扉」あるいはその他の教材も含めて、うまい使い方なり活用事例などについて、消費者教育ポータルサイトなどを使って、消費者庁から積極的に発信していくということが必要ではないのかなと、この消費者教育ポータルサイトの活用などというのも、事業内容に入っているわけですので、こういったことを考えていく必要があるのではないかな。

こういった点について、現在の取組なり、今後、何か具体的に考えていることなどがありましたら、御説明いただければと思います。

○廣瀬参事官 それでは、宮原課長、お願いします。

○宮原課長 進めていくという上で、当然、学校の先生方に知識を高めて、効果的な授業をやっていただくということも、もちろん必要なのでございますけれども、今、先生から御指摘がございましたように、外部講師の方に、例えば、消費生活センターの相談員の方とか、そういった方に、外部講師に入っていただきまして、授業で語ってもらうと、あるいは生徒とやりとりをしてもらうということは、極めて有効なことでありまして、そういったことも広げていかなければならないと考えているところでございます。

2つ目の御質問ともかぶるところでございますが、そういった外部講師の方々の活用も含めたような形で、実践的な事例というものを、できるだけ現場に知らしめて、参考にさせていただくというのは、極めて重要だと思ってございまして、今、やってございますことで申し上げますと、まず、この教材につきましては、全国展開をする前に、徳島県において、いわば試行的に授業を実施していただいたところでございまして、その試行時の経験等の中から、いわば他の地域でも参考になるような事例につきましては、まとめさせていただいて、ホームページ上でも載せておりますし、いろんな機会でも周知をさせていただいているところでございます。

それから、徳島に限らず、例えば「社会への扉」などを活用して、実践的な取組をされておられる自治体というものもございますので、そういったところにつきましては、そういった県が作られている資料を私どものホームページで紹介するとか、あるいは、私ども昨年度から消費者教育の自治体の窓口に対して、メールマガジンみたいなものを始めてご

ざいまして、そういったメールマガジンの中で、例えば、〇〇県でこういう取組があると
いったことも知らせる、一定のことをやっているところでございます。

そうした意味で、今回、これまでの御指導もございまして、外部講師につきましても、
出前講座の実施回数ということで指標を取って広げていきたいと思っておりますので、
それに合わせるような形で、実践的な事例についても、できるだけ分かりやすく提供する
ことで、地域の取組を促していければと考えているところでございます。

○廣瀬参事官 それでは、川澤先生、お願いします。

○川澤委員 ありがとうございます。

1つ目の効果的な提供ということで、今、田口先生からも都道府県への働きかけといっ
たような御意見もあったかと思うのですが、1つ、関係省庁との連携が、どのように行わ
れているのかということを伺いたいと思います。

例えば、法務省では、法律に関わる教育教材を、同じように全国の高等学校ですとか、
中学校などに配付をして、かつ出前授業もやっていると資料等で拝見しました。

そういった関連するような教材の配付や活用方法など、相互に効率的に実施されること
が有効であると思うのです。

その辺りの関係省庁との連携というのは、具体的にどのように行われているのでしょ
うか。

○廣瀬参事官 宮原課長、お願いします。

○宮原課長 では、お答えをいたします。ありがとうございます。

実は、この成年年齢の引下げに関しましては、関係省庁で、事業の目的のところにもご
ざいますけれども、アクションプログラムというものに基づいて取組をさせていただいて
ございますけれども、これは、4省庁の申し合わせということになっておりまして、私ど
もと文科省と法務省と金融庁の4省庁で申し合わせて取り組んでいるところでございます。

そうした意味で、アクションプログラムについて、進捗を確認したり、そういう機会に
おいて、私どもの取組も当然、各省庁でシェアをしてございますし、また、法務省の取組
についても、私どものほうでも様々教えていただいているところでございます。

その上で、もう一つ申し上げますと、現場において、例えば、法教育の教材だとか、ある
いは私どもから提供している「社会への扉」だとか、そういったものをうまく組み合わせ
て使っていただくということが、本来は非常に重要かと思っておりますけれども、その辺りのい
い例というのは、なかなかまだ我々も見出せていないというところだと、正直思っており
ますので、そういった現場において、様々な関連する教育が有機的に連携して行われてい
る事例というのものも、我々もぜひ発掘するなり、作り出すなりして、それを広めていくと
いうことも、今後考えていければと考えているところでございます。

○川澤委員 追加でよろしいでしょうか。

○廣瀬参事官 どうぞ、川澤先生、お願いします。

○川澤委員 今の御意見の中でも、やはり、各省で同じような教材、例えば、もう少し法務省のは法律に関わることが幅広いのだと思うのですけれども、恐らく対象は重複していると思いますので、ある意味、同じような方法、同じようなタイミングで配付をして、もう少し具体的に両者をどう活用するのかというのは、現場でどのように活用しているかの事例を収集するだけではなくて、既に法務省で、例えば、消費者庁なりで、事前に聞き取りをして、もう少し効率的な方法、効果的な方法を考える、提案することが必要なのだと思いますので、そこは、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

とりあえず、以上です。

○廣瀬参事官 宮原課長、何かございますでしょうか。

○宮原課長 おっしゃるとおりかと思いますので、よく関係省庁とも連携しまして、私どものほうで、もう少し条件を整えないと、なかなか現場が動きづらいというところも当然あるかと思うしますので、そういったところも、よく考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○廣瀬参事官 石堂先生、お願いします。

○石堂委員 代替指標のところに「社会への扉」の発送部数というのがありまして、これは、確かに、これらがどんどん伸びていくと、みんな見てくれているのだなということだと思うのですが、そのときに、都道府県からの要望に基づいて配っているというのがあるのですけれども、当然、その背後には、学校からの希望があつてというのがあると思うのです。

そのときに、学校が、それをどんなふうに、どんな時間を使って、活用しようとしているのかということ、やはり聞くべきではないかと。また、配った後に、どのように使ったかということのフォローアップも、やはり必要なのではないかと、そういうことについて、どうお考えになっているかというのが1点です。

これは、非常に失礼な言い方かもしれませんが、本当に使うのかという感じで、使用目的を確認し出すと、意外と送ってくれという数が減ったりしないかなという危惧もありまして、そういうところについて、どうお考えになっているか。

もう一つ、一部実施もされているようですけれども、やはり、今、デジタル化の時代ということですので、紙媒体としての教材にこだわることなく、デジタル化とか、今、学校でもデジタル教育というのが結構普及していると思いますから、そういうものに使えるような形での配付と、そういうものもお考えになっているか、この2点をお伺いしたいと思います。

○廣瀬参事官 宮原課長、お願いします。

○宮原課長 ありがとうございます。

「社会への扉」につきましては、配付した後、追っているかということだと思いますけれども、実は、どう使っているかというところまで、個別具体的には、なかなか押さえづ

らいところなのでございますけれども、例えば、30年度に「社会への扉」を配った高校のうち、8割ぐらいでは「社会への扉」を活用した授業をやっているということについては押さえているところでございます。

2つ目のデジタル化についてでございますけれども、おっしゃるとおりかと思っております。今まで割と紙媒体の提供というものが中心だったところでございまして、パワーポイント版というものを用意させていただきまして、ある程度PCを使いながら授業をするというようなことにも対応してきたつもりではございます。このデジタル化の中で、かつ、学校のデジタル化も徐々に進んできているところだと思しますので、こういったことが可能かといったようなことですか、あるいは、今、やはり新型コロナの関係もございまして、オンラインで授業をするといったようなことにつきましても、かなり注目が集まっているところかと思っておりますので、そういった流れを捉えながら、我々として、若干予算との関係といいますか、予算をどのように見出していくかということとも関係はしてくるのでございますけれども、こういったことができるかというのは、しっかり考えていきたいと思います。

○石堂委員 ありがとうございます。

○廣瀬参事官 まず、中空先生からお願いします。その後、小林先生。

○中空委員 ありがとうございます。

私のほうからは、石堂先生がおっしゃったデジタライゼーションの話を少しさせていただきたいと思います。

今、若者に向けて何事かを刺さるよう広めようとする、もうそれを取らないと単位が取れませんよという義務づけをするのか、そうでなければ、やはり面白みのあるものを提供していくことだと思うのです。放っておいても面白い話だったら、勝手に拡散する、これをどうしたらいいかという話もあるぐらいです。

ですので、SNSとかユーチューブとか、そういうのをうまく活用しながら、考えられないか。義務づけではなくて、あと、「学校のお勉強です」みたいな状態でもなくて、何か、そういうプログラムの提供できないかと。

先ほど見たような予算では、ユーチューバーの人をお願いするということは、難しいと思うのですけれども、本当に若者たちに様々なことを知ってもらおうということが最大の目的だとすると、学校で何かをしましょうとか、「社会への扉」を配りましょうということではない、何か工夫が必要なのではないかと思っております。

でも、そう言ってしまうと、全てちゃぶ台返しのようにも見えてしまうので、先ほど、現状のデジタライゼーションを利用するというのを踏まえ、少しずつ、そちらのほうにシフトしていくことが必要なのではないかと思います。

他省庁や地方自治体との連携など、その他の側面については、ほかの先生に指摘していただいたので、私は、もう少し違う形でのデジタライゼーションを利用して、若者たちに、

本当に受け止められる考え方をすべきではないかなということを、意見として言わせていただきます。

以上です。

○廣瀬参事官 宮原課長、お願いします。ありがとうございました。

○宮原課長 ありがとうございます。

まさに、学校のほうで授業をやっている中で、どのように役に立つような授業をしていただくかというのは、当然、大事ということにもなるわけでございますけれども、もう一方で、先ほどユーチューバー等、いろんな御指摘があったところでございますけれども、私たちが、やはり印象に残るような伝え方といいますか、そういったことを、いろいろ考えなければいけないし、どうやったら若者に刺さるのか、そういったことは、もっと我々も考えていかないといけないと思っておりますし、そういったことで、どういったことができるかということも、我々としては、よく考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○廣瀬参事官 小林先生、お願いします。その後、松村先生、お願いします。

○小林委員 今の中空先生の話とも若干重なるところもあるのですが「社会への扉」を、私も見させてもらって、非常によくできた教材だなという印象を持っています。

ただ、あれは入門編だと思うのです。というのは、あそこ書いてある話の半分ぐらいは、今、うちの子が中学生なものですから、教科書を見させてもらったのですが、中学校の家庭科の教科書に書いてある内容と、半分ぐらい重なるところがあるかなということで、できれば、高校生であれば、既に知っておいてほしい、しかし、そこまではみんなが知っているわけではないので、それをきちんと教えて確認するということには、やはり意味があると思うのです。

ただ、やはり、今、喫緊の課題になっているのが、成年年齢の引下げで、未成年者取消権ですね。これの年齢が下がるということで、悪徳業者に狙われるリスクが高まるのではないかと。そういうところが、最大の懸念だとすると、それに対応するレベルの教育というのを、できればやったほうが良いと思うのです。そうすると、あの教材に書いてあることだけ知っていれば、それで対処できるかということ、やはり、そこまでは行かないと思うので、もう少し踏み込んだ話が必要ではないかと思えます。

特に重要なのは、実践的なということで、そういう業者が、どんなふうに誘いかけをしてきて、そして、それに対して、どう答えるというか、どうかわすのか、あるいは対応するのかということを、もう少しロールプレイのような形で考えていくことが必要ではないかと。

そういう教材がないのかなと思ったら「社会への扉」と並んでいる教師用の解説書ですか、この中に結構詳しい、非常にリアルなことが書いてあって、これはいいなと思ったのですが、ここまでですと、結局、現場の先生たちに、それを使って面白い授業を作

ってくれ、組み立ててくれということになるのですが、これはちょっとハードルが高いのではないかなと思うのです。

そのために、現場の先生というよりは、コーディネーター、外部の人にやってもらうというのも、もちろんいい方向性だと思うのですが、それでも、まだハードルが高いかなという感じがしますので、できれば、そこまで踏み込んだ、今度は応用編のような教材というのを、消費者庁のほうで作ると。

そのときに、さっき中空先生がおっしゃったように、ユーチューバーというか、結局、「社会への扉」の書いてあることを面白、おかしく伝えるというよりは、より実践的な動画というものを作って、それを教材として配付するということをした方がいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○廣瀬参事官 宮原課長、お願いします。

○宮原課長 ありがとうございます。

まさに、なかなかこれも受けとめが難しいところがあって、ある教材を見た場合に、やはり、これでは易しいねという人もいれば、これは難しいねという人もいたりして、なかなか教える相手によって、教材のレベル感というのが変わってくるという難しさはあろうかと思っております。現状は、先生から、先ほど御指摘いただきましたように、教師用の解説書の中で、幾つかロールプレイの事例ですとか、あるいは発展的な学習をするときに、使っていただけるような材料といったようなものは、御用意をさせていただいておりますのと、あとは、先ほど申し上げたような、徳島等で実施していただいた実践事例の中で、例えば、こういうロールプレイをやった例があるというようなことですか、こういったことを討論してもらった例があるといった形で、様々な形を御紹介しているところでございます。

これについては、応用部分を標準化するというのは、なかなか難しいところもあるのかもしれないけれども、ただ、その一方で、やはり、一歩踏み込んだことをやろうとされている先生方に、どういう情報を提供していけばいいかということについては、我々もしっかり考えていかなければならないと考えておるところでございます。

それと、具体的な誘いかけで、誘いかけをどうやってかわすのかみたいなことに関連して申し上げますと、やはり、学校現場からいただいている御意見としては、具体的なトラブルの事例のようなものをもっと教えてほしいといったような声も上がっております。そこは正直、十分対応できていないところもあるかと思っておりますので、教育現場に、現在、多いトラブルといいますか、典型的なトラブルについて、どういうものかということを知っていく活動というのもの、もう少しやらなければいけないと思っております。

あと、最後におっしゃった動画というのは、やはり、動画がありますと、記憶の定着ですとか、印象の受け方が全然違うという面はあろうかと思っておりますので、先ほどのデジタル化の部分とも絡みますけれども、さらにこういった道具立てを用意すれば、効果的

な授業というものができるとのことについては、しっかり考えさせていただきたいと思います。

○廣瀬参事官 松村先生、お願いいたします。

○松村委員 松村です。

最初におわびします。挙手するようと言われて、Webexの挙手機能を使うのかと勘違いしてしまいました。カメラに向かって手を挙げなければいけなかったのですね。大変申し訳ありませんでした。

○廣瀬参事官 こちらこそ、申し訳ございませんでした。すみません。

○松村委員 まず、最初に2人の委員から指摘のあった働きかけという点に関してです。現段階では、まだ、徳島県をはじめとして、先進的な例が出てきている状況なので、それを伝えていく段階だから、ご説明になったように進めていただくのが大事だと思うのです。

でも、いろんな事業で、先進的な取組をするところがあり、その事例を紹介し、それを受け入れてくれるところもあるのですけれども、それでも取り残されるところ、対応が鈍いところもしばしば出てくる。

最終的な目標は、教科書を使ってもらうことではなく、成人になったばかりの若者が、この教育を受けた結果として悪質商法に引っかからなかった、逆に言うと、この教育を受けていなかった結果引っかかってしまう人を減らすということが目標だと思うのです。

そうすると、これは、最後の論点2と重なってしまうかもしれませんが、最終的には、そういうことを少なくする。教育を受けなかった結果として、引っかかってしまったという人をなくしていくことが最終的な目標だとして、それを何らかの形で把握できるようになると、特定の都道府県は成績が悪いとか、そういったことが分かってきたとすると、あなたの県は、あなたの自治体は、あなたの高校はスコアが低いですよと伝えて働きかける。だから、罰則を与えとかいうことではないのですけれども、もう少し力を入れたらどうでしょうかと、こちらからも積極的に力を貸しますよというような働きかけなり、横並びで見て、ほかの県に比べてパフォーマンスが低いことは、その県にとっても恥なことだし、そういうデータを使って働きかけていくというのが1つの合理的なやり方だと思います。そのためには、そういう情報をつかんでいなければいけない。

そういうことも、将来的には考えていただきたい。現時点では、まだ、そういう段階ではないと思いますけれども、将来的には状況を把握しながら考えていく余地はあると思います。

次に、論点にも出てきたデジタル化に関してです。このデジタル化で、今回の御説明から、そうっていないことがわかったので、安心しましたが、一番だめなデジタル化は、紙媒体の教科書をそのままデジタルにして、ダウンロードできるようにする、ホームページに張りつけるというもの。やらないよりはましだけれども、余り効果がなさそうで、デジタル化のメリットを生かせていない対応。デジタル化することの大きなメリットの1つ

は、それぞれのレベルというか、ニーズに合わせて、いろんな、コンパクトな教材をたくさん作って、それぞれの人の状況に合わせて使えるという点だと思います。先ほど小林委員から、これが易し過ぎるとかの御指摘もあったわけですが、これは全ての人にとってそうではないかもしれない。全ての人はそのようではないかもしれないというときに、あらゆるレベルに合わせて、紙媒体で今のものを拡充しようとする、と、すごく分厚いものになってしまう。分厚いものになってしまうと、今度は読む気がなくなってしまうので、紙媒体での対応はとても難しい。

それから、実例みたいなものをどんどん入れる点でも、それもどんどん厚くしていくのは、紙媒体ではとても難しいと思うのですが、デジタルならかなりの程度対応可能。それぞれの状況に応じた、典型的な実例を幾つかに分けて、動画などで、オンラインで短い時間でさっと受講できるようなものをたくさん用意すると、いろんなレベルに合わせることができるし、いろんな関心に合わせることもできる。

したがって、デジタルは紙媒体でやるものの代替ではなくて、これは、新しい手段で、別の目的で使えることを念頭に置いた上で、ぜひともこちらにも力を入れて拡充していただきたい。

先ほどの御回答でも、高校生だけでいいのか、次の3のところになってしまうのですが、中学生あるいは大学生にも目を向けているとご回答いただきました。これもとてもありがたいことなのですが、こういうのがまさにデジタル化して、多くの人にそれぞれのニーズに合わせてアクセスできるようにする対象として、向いていると思います。

したがって、紙のものをデジタル化するという発想ではなく、別のもの、相互に補完するものを作ることを考えていただければと思います。

以上です。

○廣瀬参事官 ありがとうございます。

宮原課長、お願いします。

○宮原課長 ありがとうございます。

最初の御質問でございますけれども、例えば、レビューシートの1ページ目の右隅当たりにもちょっと書いてあるのですが、実は、このアクションプログラム集中強化期間というのを30年度から3年間ということにしておりまして、初年度の取組状況で、要は、実践的な教材を活用した消費者教育の授業を70%以上の高校でやっておられる都道府県の数、30年度については6という数字を御紹介してございます。

令和元年度の数字については、今、ちょっと集計中でございますが、恐らくもう少しよくなると思ってございますけれども、いずれにしても、各県を見たときに、いわば取組が広がっているのはどの県で、広がっていないのはどの県というのは、ある程度分かるようになってございまして、そうした意味で、先生から御指摘がございましたような、では、取組が広がっていない県につきましては、例えば、個別に働きかけといいますか、各

県で様々工夫されているようなものも含めた形で、その紹介も含めた形で働きかけをするといったことについては、我々も考えていきたいと思ってございます。

それから、デジタル化につきましても、非常に重要な御指摘をいただいたと思ってございまして、やはり、紙そのものを置き換えるだけということでは、おっしゃるとおり、意味がなかろうと思ってございますので、いわば、その紙の教材は紙の教材として、さらにどういう材料があれば、現場の生徒の理解を高めることができるのかといったような観点、かつ、やはりデジタル世代でございまして、こういった形で提供すると、より効果的に学んでもらえるかといったようなことも考えながら、いわば、最後におっしゃったような、補完するという観点からどうしたらいいかというような視点で、我々も考えていきたいと思えます。

○廣瀬参事官 ありがとうございます。

少し時間が押しておりますので、この後、松村先生の、先ほどのお話は、この点にまたがるものがありましたが、そういった要領で、論点の2、成果指標の設定と、論点の3、ターゲット層の妥当性について、併せて、また、もちろん当然論点1へ戻っていただいても結構でございますが、御議論いただければと思います。

御意見ございます方は、お願いいたします。

田口先生、お願いします。

○田口委員 ありがとうございます。

この成果指標なのですが、今日の資料ですと、成果指標として「社会への扉」で扱っている内容の理解度と、外部講師の活用の回数を加えていただいております、論点に挙がっている短期でも測れる指標の検討ということも書いてありますが、今日入れていただいた外部講師の活用状況とか、この辺は、短期といいますか、足元の状況でもあるわけですので、こういうところをきちんと見ていくことによって、直近の改善状況等もつかめてくるのではないかと。

それをさらに中長期的な、実際のトラブルが抑えられるというような実質的な成果にもつなげていくと。

ということで、今回、加えていただいた指標は、そういう意味でもよろしいのではないかと思います。

○廣瀬参事官 宮原課長は、よろしいですか。

○宮原課長 ありがとうございます。

○廣瀬参事官 中空先生、お願いします。

○中空委員 ありがとうございます。

先ほど松村先生がおっしゃったと思うのですが、究極的には、“この事業の目的としてやるべきことは、その知識がみんなに行き渡り、結果、消費者トラブルがなくなっていく”ということだと思うのです。

ですが、そのための成果指標は何がいいのかというと、非常に難しい。

短期的な話、つまり、知識を習熟しましたということを測るのも1つでしょうが、知識があつてトラブルに引っかかつては意味がないので、中長期的に、例えば、相談件数などを上げていくというと、私はちょっと違うかなと思います。

結果、トラブルの件数が減っていったということが、一対一分かれば、一番望ましいのですが、ずっと考えているのですけれども、それがどういう指標なのか、KPIとして何を見たらいいのかというのは、ぴんと来ておりません。そのため、躊躇してしまっているのですが、究極的には、トラブル件数が減っていくということが目指せばいいのだと思います。

そのために、しばらく、短期的には、どれぐらいの知識を、高校生たちが、学ぶ機会が得られたかとか、そういうことを提供できたかとか、あるいは、さっきから出ているデジタルライゼーションを活用するのであれば、それを配信した結果、どれぐらい見てもらったかとか。よく言いますよね、ユーチューブでもSNSでも、ダウンロードが何件とか、何万アクセスとか。そういうデータがあるのですから、いつまでも、例えば、このページだけ50件しかアクセスがないとなると、成果は、達成できていないということになるのだと。

それを、例えば、授業というものを使って、わっと面に入っていくということもできると思うので、そういう意味では、短期的に見る場合には、高校生にどれだけ行き渡ったかということでもいいのかなとは思いますが。

ただ、しつこいようですが、それだけだと、本来の意味から少し離れるので、中長期的なところのKPIは、神経を使って考えていく必要があるのではないかと考えてございます。

以上です。

○廣瀬参事官 宮原課長、お願いします。

○宮原課長 ありがとうございます。

中長期にどうやって事業の効果なりを測っていくかというのは、ものすごく難しくて、今回、こういった御指導をいただく中で、我々も様々議論をさせていただいたのですけれども、相談件数ということになりますと、やはり相談窓口が知られると、相談件数が上がるという面もあるものですから、なかなか減ったらいいいのかというと、なかなか難しい部分も実はございます。

では、なかなか相談件数では測れないけれども、知識の定着度も、そのままストレートに聞くということで、やったらどうかということで、今日は知識の理解度というものを示しさせていただいていると、そういう状況でございます。

その一方で、先ほど来ございますように、様々な、例えば、デジタルのダウンロードの数だとか、御指摘をいただいたところでございますけれども、今後、様々なツールなりを整備していくに当たって、浸透度というのがどうやったら測れるかということも、短期的

にどう測れるかということになると思うのですが、そういったことも少し頭に置きながら、事業の設計なりをしていきまして、いろんな形で事業の成果が、いろんな目で測れるような形にしていければと考えております。

○廣瀬参事官 ありがとうございます。

次に川澤さんに、お願いいたしますが、議論の途中ですけれども、外部有識者の皆様におかれましては、評価結果のコメントを、そろそろ書き始めていただきたいということで、コメントシートへの入力をそろそろ始めていただくようお願いいたします。

冒頭にも申し上げましたが、大切な部分に下線を引いていただくように、よろしくお願いいたします。

それでは、川澤さん、お願いいたします。

○川澤委員 短期的な指標としては、今まで御意見がありましたように、理解度ですとか、あとは、外部講師の派遣の実施回数、そういったところを見ていくというのは、重要だと思います。

一方で、御指摘もあったように、最終的なトラブル件数、トラブルの発生状況をどう確認するかというところは、本当に課題だと思っております、実際に、先ほど、レビューシートでお話がありました、平成30年度で消費者教育の授業を70%以上の高校で実施した都道府県は6ということなのですけれども、そういった授業の実施状況が、都道府県と消費者相談の件数との相関関係なり、何か関係しているようなものは見られるのでしょうか。

○廣瀬参事官 宮原課長、お願いします。

○宮原課長 ありがとうございます。

トラブルの件数につきましては、やはり、相談窓口に到達したものしか測れないという限界がございまして、やはり、窓口がそれだけ知られると件数が上がるという面もありまして、ここは、世の中よくなれば件数が下がるかということ、なかなか100%そうとは言えないという部分もあるということかと思っております。

こういった制約もあるものですから、現段階においては、例えば、実施率が高いところと、相談件数の比較というのは、実はできておらないというところでございます。

もう一つ申し上げますと、高校生向けの授業ということなのでございますけれども、やはり、その知識を本当に使えるのは、恐らく高校を卒業されて、いわば自分で契約をしていかなければいけないというような立場になったときということになるかと思いますが、その辺の時点的なものというものも考慮しなければならないのかなと思っております。

なかなか件数でというのは難しいところなのでございますけれども、その一方で、今回、御提案していますような、理解度を測るということであれば、そういうバイアスがかからずに、数字が出てくるのかなというようなことで、素直に測れる物差しなのではないかということで、今回、御提案差し上げていると、そういう次第でございます。

○川澤委員 個人的に、今、提案していただいている指標というのは、非常に重要だと思

うのですが、一方で、最終的に事業の実施状況と理解度と、それからその地域の相談件数、もう少しブレークダウンしてもいいかもしれないですけども、そういったものの全体の数字を押さえておくと言うことは非常に重要ではないかと思ひまして、おっしゃるとおり、外部要因も多いですし、タイムラグも発生すると思うのですけれども、それを考慮して、何らかの傾向が見られるようであれば、それを見出していくといったような取組は重要ではないかと思ひます。

以上です。

○廣瀬参事官 ありがとうございます。

小林先生、お願いいたします。

○小林委員 ありがとうございます。

その成果指標のことなのです、私もずっと考えていて、これは、いろんな分野に共通するような悩みだとは思ひうのです。

相談件数だと、どうしてもさっきの認知度で上がってしまうところがあつて、むしろ教育の成果として逆効果と捉えられかねないということもありますので、なかなか使いづらいいところだというのは、よく分かるのですけれども、恐らく消費者庁さんも、ずっとそのことは認識していて、いかに消費者トラブルの実態を把握するかということに努めてこられたのではないかと思ひていまして、そういうのではないのかなと思ひて探したら、消費者白書に消費者意識調査のデータから発生確率みたいなものを、違ひました、意識調査のほうからトラブルの発生確率を算出して、それに相談から割り出した被害額を掛けて、被害の総額がどれぐらいになっているのかみたいなことを推計した結果というのを、去年か一昨年の消費者白書で出されていると思うのですけれども、そういった研究は、ぜひ続けられたらいいと思ひて、願ひわくは、地域別、年齢別の被害の実態みたいなものが出せれば、それは大いに活用できるだろうと思ひますので、その辺のノウハウの蓄積というのをやっていってもらったらいいいのではないかと思ひうのですが、その辺は、今、実態としてどうなっているのでしょうか。

○廣瀬参事官 宮原課長、お願いします。

○宮原課長 ありがとうございます。

確かに、今、御指摘いただいたような、被害額というのでしょうか、そういったものは、推計値という形かと思ひますけれども、白書の中でも掲載されているところかと思ひております。

そういったものを、例えば、地域別というお話もございましたけれども、そういった取り方といいますか、区別をして評価をするために、どれぐらいサンプルが必要かとか、いろんな論点はあるかと思ひますけれども、いずれにしても、どういうふうにも中長期、知識の定着を超えて、究極的には被害に遭わないということが大事な論点ですし、究極の目的だということかと思ひますので、そういったものに向けて、どういう条件を整えれば、

どういう取り方をすれば、それに近いものができるかということについては、少し我々としても研究をさせていただきたいと思っております。

すぐには、なかなか思いつかないところでございますけれども、問題意識を持ってまいりたいと思います。

○廣瀬参事官 松村先生、お願いいたします。

○松村委員 今、まさに出てきた点なのですが、もちろん最終的には、教育を受けた結果としてだまされなくなるということが究極の目的だとしても、それを把握するのはとても難しい。

実際には、仮に数字が出てきたとしても、だまされた人の数は出てきても、それによってだまされなかった人の数を把握するのはとても難しいというのはよく分かります。

今、年齢別とかという意見が出てきたのは、私は、こういう提言だったのではないかと受けとめました。この事業の主な目的、もちろん究極の全体の目的は若いときだけではなくて、年齢がいった後でもだまされないように、ずっとだまされないようにというのが目的ではあるのですが、若年者の教育とによって減らせるのは、若年のうちにだまされてしまうことを減らせるということだと思うのです。

そうだとすると、例えば、相談者に限らない被害者の中で、成人になったばかりぐらいの若い人が、相当な割合でだまされているとすると、その割合を下げていくこともターゲットとして出せるのではないか。

ただ、もしその割合だけで目標を定めると、中高年でだまされる人の数が増えると若年者の割合が下がるので、もちろん中高年のだまされる人の数が増えた結果として下がるのは、もちろん歓迎すべきことではないのは十分分かってはいますが、この事業の結果として、老年になった後でもだまされる率が下がるのは、相当先のこと。

そうすると、若い人が、ほかの年代に比べて、今まではだまされやすかったものが、大分減ってきたということは、成果の1つとして十分考えられるのではないか。

そういう観点からも、年齢別の被害状況を把握するのは、とても意味がある。この事業の目的だけでなく、とても意味があると思うので、ぜひ消費者庁でも、それにも取り組んでいただければと思いました。

以上です。

○廣瀬参事官 宮原課長、お願いいたします。

○宮原課長 ありがとうございます。

年齢別ということで申し上げますと、実は、これまでも、今日のパワポの資料とかでも少し御紹介をしたりしておりますけれども、やはり、成年年齢になると、相談件数が増えていると、いわば18、19の平均値は、20から22の平均値で見ると、後者が大分上がっていると、一定のところの相談件数を見ると、見えているところでございます。

相談件数につきましては、先ほど来、少し御議論ありますように、やはり、知られると

上がるというところはあるのですけれども、やはり、先ほども御指摘がありましたように、ウオッチしていくことは必要なだろうと思ってございますので、こういった取り方で、今後、年齢別といいますか、成人になる前後の年齢で、相談件数の高さというものが、どういうふうに推移をするのかということは、我々も注意深く見させていただきたいと思えます。

○廣瀬参事官 ありがとうございます。

そろそろ時間ではありますが、言い残したこと、答弁に漏れがあったことなどで、追加的に御意見がある方も挙手をお願いします。

石堂先生、お願いします。

○石堂委員 ちょっと今まで出てこなかった部分でありますけれども、レビューシートの予算の欄で、29年度から2年度までの数字が載っているのですけれども、29年度なり令和の元年度は、実は予算に対する執行率は60%と、これは、国のレベルで見たときに、そう大きい事業ではないので、金額的には、そう大したことはないということも言えますけれども、60%の執行率というのは低いんですね。

一方、30年度は、逆に予算よりも実績が大きいと、何かちょっと変だなと思って見ていたのですが、これは、どうもいろいろお聞きしていますと、事業間なのか、ちょっと分かりませんが、安く済んだとか、あるいはもう少し要するという中で、予算の流用があって、こういう結果になっているということなので、それは一定のルールの中で行われているのでしょうから、何かおかしいではないかという指摘は当たらないのだと思います。

ただ、そのときに、我々レビューシートでもって、特に事業のお金を見るときには、この表しかないわけで、そうすると、基本的には、この予算から見ていって、どのくらい使ったか、大幅に繰り越していないかとか、そういう見方をするときに、流用の部分が、この表の中には、数字として出てこないのです。欄そのものがないなと思って見ていきましたら、強いて言えば、上から当初予算から始まって、さらに予備費等と、この等の中で書けば出るのかなくらいに思ったのですが、これは消費者庁さんの問題というよりも、レビューシートの作りの問題かと思うのですけれども、やはり流用が認められる範囲で行われているのは、この中に数字を書き込んで、流用ということがあったら、これだけの予算の現在額になって、そこから実績がこうだということが表示できれば、そのほうがいいのかないと思いますので、私は意見として、これを言わせていただきたいと思います。

○廣瀬参事官 行政事業レビュー全体に関わる話でもありますので、制度官庁とも御相談をしながら、どういったことができるのか、あるいはより分かりやすいシートの作り方が工夫できるのかということを検討したいと思います。

どうもありがとうございました。

ほかに、御意見等ございますでしょうか。

それでは、そろそろ時間となりましたので、質疑に関する議論は、ここまでとさせてい

たきます。

外部有識者の皆様におかれましては、コメントシートを消費者庁のほうへ送っていただくようにお願いします。

この後は、石堂先生が取りまとめ役といたしまして、評価結果及び取りまとめコメントを外部有識者の皆様に御審議いただきます。取りまとめに時間がかかりますので、今しばらくお待ちください。

(取りまとめ中)

○廣瀬参事官 それでは、どうもありがとうございました。

石堂先生、お願いいたします。

○石堂委員 石堂です。

非常に多方面にわたるといいますか、非常に高度な御意見をいただきまして、取りまとめコメントも、なかなか四苦八苦いたしました。

ちょっと当初考えていたものよりも、大分長々しいものになってしまったかと思いますが、いただいた意見のほうで、特にアンダーラインを引いていただいた意見を若干御紹介した上で、私の取りまとめコメント案を読み上げさせていただきたいと思います。

本事業は、非常に重要だということで、これは各委員共通の認識かと思います。あと、効果を一層高めるために、外部講師の活用とか、授業機会の一層の拡大などについて、都道府県等に働きかける必要があるだろうという御意見。

また「社会への扉」の使い方とか、活用事例などについて、ポータルサイトなどを活用して、積極的に発信していくべきではないかという御意見。

また、関係省庁が作成している関連教材と合わせて、効果的に配付するなど、様々な改善が要るのではないかという御意見。

また、これまでの様々なトラブルに巻き込まれた件数とか、そういうものを経年で定量的に把握して、現状分析をさせるべきではないかという御意見もございました。

また、デジタル化につきましても、伝え方の工夫というのが要るということで、単なる配付媒体からということではなく、デジタル力の高い若者に向けて、若者が何に興味を持つかということを十分に工夫してやっていく必要があるのではないかと。

ただし、KPIの設定というものが必要だなという御意見でございます。

もう一つは、実際の事例を疑似体験できるような、今ある教材の応用編のようなものもあっていいのではないかという御意見をいただいております。

また、デジタル化について、先ほども少し御意見がございましたけれども、多様なニーズに応えられるように、デジタル化というものを常に合わせて、多様な教材を用意する検討が必要ではないかという御意見、こういった意見をたくさんいただいたところでございます。

私のほうで、これらを踏まえた、私自身は思っておるのですが、全体的に、こんなコ

メントでいかがかということで、読み上げさせていただきます。

若年者消費者教育教材の普及促進という事業名で、平成21年度、つまり2009年度以降継続している事業であります。

ただ、成年年齢の18歳への引下げという国の施策に沿って、2018年度から2020年度までを集中強化期間と定め、高校での消費者教育に軸足を置いて進められておると理解します。

検討中とされるアウトカムの代替指標も、高校生向けの教材「社会への扉」の地方公共団体の発送部数が掲げられているということでございます。

ただ、実効性確保という観点からすれば、単に教材の発送数ではなく、実際の教育現場でどう活用されたか、生徒の理解度、履修時の理解度のみならず、行動の変化といった点のフォローが重要であり、このような要素を読み取れる短期的なアウトカムの設定が必要であろうと思われます。

今後、教材の内容の多面的な改善とともに、いまだに教材の普及が十分でないという実態を考えますと、この実施向けて、都道府県及び関係省庁との強い連携が求められるのではないかと思います。

同時に、実際に指導に当たる教員にとって、使いやすい教材になっているのかとか、外部講師など、学外の人材への要望の有無など、教育現場の意見が反映される仕組みの構築が求められるかと思います。

また、社会へのあらゆる分野でデジタル化が進んでいることに鑑みますと、教材の普及及び事例紹介等へポータルサイトを活用するとか、デジタル化による教材の多様化、拡充の実現、デジタル環境の活用といったことも事業の推進に資するものと思われる。

成年年齢引下げに伴う集中強化期間は、本年度2020年度で終了するが、その後の展望としては、2009年度以降継続してきた若年者消費者教育の基盤整備事業に、消費者庁として期待する成果とは一体何であるのかを振り返り、これまで把握している関係指標、データ類の分析を行い、非常に難しさを伴うものとは理解するものの、中長期的なアウトカムの設定に取り組んでいただきたいといった内容にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

御意見をお願いいたします。

○廣瀬参事官 中空先生、お願いします。

○中空委員 ありがとうございます。

石堂先生、ありがとうございました。

いささか、おっしゃったように長いなという気はしたのですが、意見がちゃんとまとまっており、また、長期的なKPIだとか、デジタライゼーションだとか、重要なことが入っていると思うので、私は、おのおのの意見がかなり反映されてよろしいのではないかと思います。

ありがとうございました。

以上です。

○廣瀬参事官 松村先生、お願いします。

○松村委員 すみません、ちょっとうっかりして聞き落としたのだと思うのですが、コメントは、十分いろんな意見を反映していただいたと思うのですが、最初に廃止、事業全体の抜本的改善、事業内容の一部改善、現状どおり、これは、どれになって、それで結果的にどれになったというのを。

○石堂委員 申し訳ございません。

私、自分のものと、各先生のものを見たときに、一緒だと思って、それで、つい忘れてしまいました。全員、ハの事業内容の一部改善でございましたので、これは、異論なく一部改善で、申し上げるのを忘れまして、すみません。

○松村委員 いえ、ありがとうございます。

○廣瀬参事官 ほかに、御意見はいかがでしょうか。

では、川澤先生、お願いします。

○川澤委員 ありがとうございます。

取りまとめコメントについて、意見を反映していただいて、本当にありがとうございます。特に異論はございません。

ただ、一方で、いろいろな取組が、今後、消費者庁にとって必要になるコメントだと思ひまして、集中期間が終わった後に、まさに何をどのように着実にやって効果を上げていくかというのは、コメントを踏まえて、総花的にやるのではなくて、本当に実になるものから着実にやっていただきたいなと思ひました。

以上です。

○廣瀬参事官 ありがとうございます。承りました。

それでは、皆さん、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○廣瀬参事官 それでは、これをもちまして、公開プロセスの結論とさせていただきます。

橋本審議官、お願いいたします。

○橋本審議官 それでは、先生方、どうもありがとうございました。

いただきました御意見を踏まえまして、検討を行いまして、今後の予算要求や執行等におきまして、しっかり対応してまいりたいと考えております。

○廣瀬参事官 以上で「若年者の消費者教育教材の普及促進事業」についての公開プロセスを終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。